

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（当日は、
お休み
がと
る翌
日の
当
り
の
日
）

目 次

- ◇規 則 鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）
- ◇告 示 騒音規制法による規制地域及び規制基準の一部改正（三件）（シ）
- ◇公安規則 鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（捜査第二課）

規 則

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年九月三十日

鳥取県規則第四十六号

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公害防止条例施行規則（昭和四十七年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

告 示

別表第六の表中「ホン」を「デシベル」に改め、同表の備考1を次のように改める。

1 デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

別表第七及び別表第八中「ホン」を「デシベル」に改める。

附 則

この規則は、平成九年十月一日から施行する。

鳥取県告示第六百四十八号

昭和四十九年九月鳥取県告示第七百七十八号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成九年十月一日から施行する。

平成九年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号中「ホン」を「デシベル」に改める。

鳥取県告示第六百四十九号

昭和五十年五月鳥取県告示第四百七十六号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成九年十月一日から施行する。

平成九年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号中「ホン」を「デシベル」に改める。

鳥取県告示第六百五十号

昭和五十四年七月鳥取県告示第五百七十五号(騒音規制法による規制地域及び規制基準について)の一部を次のように改正し、平成九年十月一日から施行する。

平成九年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号中「ホン」を「デシベル」に、「鳥取県衛生環境部環境保全課」を「鳥取県生活環境部環境政策課」に改める。

公安委員会規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年九月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成四年二月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同法第三十五条第一項に規定する命令(以下この条において「仮の命令」という。)に関する事務並びに同法第十五条第一項の規定に係る仮の命令に係る

同条第二項及び第三項に規定する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十五条第一項の規定による命令に関する事務

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条の四第二項の規定による指示(緊急の必要がある場合におけるものに限る。)に関する事務

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に係る第一号に規定する命令に係る同条第三項及び第四項に規定する事務

第三条中「第十二条第二項」の下に「第十二条の六第一項」を加える。

附 則

この規則は、平成九年十月一日から施行する。